

女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）について

基本方針等の策定

- 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）
- 地方公共団体（都道府県、市町村）は、上記基本方針等を勘案して、当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定（努力義務）

事業主行動計画の策定等

- 国は、事業主行動計画の策定に関する指針を策定
- 国や地方公共団体、民間事業主は「事業主行動計画」を策定・公表等（労働者が300人以下の民間事業主については努力義務）

女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

- 地域において、女性活躍推進に係る取組に関する協議を行う「協議会」を組織することができることとする（任意）。



青梅市における対応について

- 推進計画は男女平等推進計画と一体のものとして策定することが認められていることから、平成30年度からの第六次男女平等推進計画に位置づけをしていく。
- 事業主行動計画は、平成28年4月からの実施に向けて、職員課で策定を進めている。
- 協議会については、男女平等推進計画懇談会において女性活躍推進の観点も含んで協議を行っていくこととし、設置はしない。